

## 継 続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部長  
警 視 庁 交 通 部 長 殿  
各 道 府 県 警 察 本 部 長

警 察 庁 丁 交 指 発 第 4 8 号  
令 和 6 年 3 月 1 5 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について」の運用上の留意事項について(通達)

適切な被害者連絡の推進については「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について(通達)」(平成31年2月28日付け警察庁丙交指発第14号ほか。以下「局長通達」という。)をもって通達されたところであるが、その運用上の留意事項については下記のとおりであるので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について」の運用上の留意事項について(平成25年4月16日付け警察庁丁交指発第54号ほか)は廃止する。

### 記

#### 1 「被害者連絡の確実な実施に係る体制の強化」について

##### (1) 組織的かつ斉一な被害者連絡が実施される体制の確立について

重大特異事案等発生の際は、警察本部長等の指揮の下、交通事故事件捜査担当部門と犯罪被害者支援担当部門との間で緊密な連携を図るなど十分な体制を確立した上で、組織的かつ斉一な被害者連絡を推進すること。

##### (2) 被害者連絡調整官補佐の指定について

被害者連絡調整官補佐の指定に当たっては、局長通達で示した要件を満たす者の中から、専任又は交通事故事件捜査を担当する者以外の者を充てることが望ましいが、これによりがたい場合には、交通事故事件捜査を担当する警部又は警部補の階級にある者の中から兼任で指定することとして差し支えない。

##### (3) 被害者連絡調整官等の複数配置について

被害者連絡調整官等の指定に当たっては、各都道府県警察の実情に応じ複数の被害者連絡調整官等を指定することを制限するものではない。

#### 2 被害者連絡の内容について

被害者連絡の実施に際しては、交通事故被害者等に警察捜査への不信を生じさせることがないように、捜査の進捗状況に応じた正確な情報提供に努めるとともに、交通事故被害者等から事故状況等について説明を求められた場合は、必要に応じ担当検察官と協議するなどして、その連絡内容について十分に検討すること。

#### 3 被害者連絡の確実な実施について

(1) 被害者連絡責任者への指示

被害者連絡調整官は、警察署等の被害者連絡責任者に対し、被害者連絡の確実な実施について指示すること。

(2) 被害者連絡実施状況の点検

被害者連絡調整官は、本部の犯罪被害者支援担当課等への働き掛け等により、被害者連絡の実施状況を管理するシステム等の導入を促進するなど、被害者連絡の遺漏防止を図ること。

被害者連絡調整官補佐は、被害者連絡調整官の指揮の下、警察署等に対する業務指導等において、被害者連絡の実施状況を点検・検証すること。

4 被害者連絡責任者等に対する指導教養の強化

被害者連絡調整官は、適切な被害者連絡に必要な知識、経験等を有する専門家等を招いた実践塾や研修会等を開催するとともに、適切な被害者連絡の実施に資するマニュアル等を作成するなどして、警察署等の被害者連絡責任者等に対する指導教養を強化すること。

5 被害者連絡実施状況の報告

被害者連絡実施状況については、「交通事故事件等に関する被害者連絡実施状況の報告について」（平成28年6月2日付け警察庁丁交指発第63号）により警察庁交通局交通指導課に報告すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成31年2月28日

（有効期間：平成36年3月31日）